

東日本大震災義援金収支計算書

日本赤十字社

自：平成26年4月 1日

至：平成28年3月31日

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

日本赤十字社
社長 近衛忠輝 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大下 好 敬 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大久保 和 孝 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

瀬口 慎 介 

当監査法人は、日本赤十字社が平成26年4月1日以降に受け付けた東日本大震災に関する義援金に係る、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間の東日本大震災義援金収支計算書（重要な会計方針及びその他の注記を含む。）について監査を行った。

東日本大震災義援金収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に準拠して東日本大震災義援金収支計算書を作成することにある。また、東日本大震災義援金収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない東日本大震災義援金収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から東日本大震災義援金収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に東日本大震災義援金収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、東日本大震災義援金収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による東日本大震災義援金収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、東日本大震災義援金収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め東日本大震災義援金収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の東日本大震災義援金収支計算書が、すべての重要な点において、日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に準拠して作成されているものと認める。

東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎

東日本大震災義援金収支計算書の注記１に記載されているとおり、東日本大震災義援金収支計算書は、上記の日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に準拠して義援金寄託者に報告・開示するために作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

東日本大震災義援金収支計算書の注記１に記載されているとおり、東日本大震災義援金収支計算書は、日本赤十字社が平成２６年４月１日以降に受け付けた東日本大震災に関する義援金に係る、平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日までの収支の結果を報告・開示するために作成されている。

利害関係

日本赤十字社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

東日本大震災義援金収支計算書

(単位：円)

	自 平成 2 6 年 4 月 1 日 至 平成 2 8 年 3 月 3 1 日	
1. 収入		
義援金収入		5,746,945,018
利息収入		6,578
収入合計		5,746,951,596
2. 支出		
義援金支出		4,875,982,700
岩手県	464,472,600	
宮城県	2,474,856,700	
福島県	1,706,407,900	
茨城県	230,245,500	
支出合計		4,875,982,700
3. 収支差額		870,968,896

1. 東日本大震災義援金収支計算書作成の基礎

本収支計算書は、日本赤十字社（以下、「当社」という。）が平成26年4月1日から平成28年3月31日（以下、「受付期間」という。）までに受け付けた東日本大震災義援金に係る収支の結果について、義援金寄託者に報告・開示するため、日本赤十字社東日本大震災義援金収支計算書作成要領に基づいて、重要な会計方針に記載されている会計方針に従って作成されている。

本収支計算書は、それ以外の目的に適合するものではなく、例えば、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸表に相当するものではない。

当社の実施する東日本大震災に関する義援金募集業務においては、不特定多数の義援金寄託者からの入金（当社本社への持参現金及び当社支部で受け付けた義援金の本社への送金額等を含む）を当社が指定した金融機関の口座（以下、「指定口座」という。）において受け付け、その受け付けた金額と利息収入を合わせた金額について、義援金配分割合決定委員会において決定された配分割合に基づき算定された金額を地方公共団体に送金する。

また、当社の口座については、原則として決済性預金を使用しているが、金融機関が決済性預金の制度を設けていない等の理由により、非決済性預金となっている一部の口座において預金利息が発生している。

当該入金及び支出に係る事務費用については、当社の一般会計の経費として処理しており、当該義援金を充当していない。

2. 重要な会計方針

(1) 義援金収入

義援金収入は、義援金寄託者から東日本大震災に係る義援金として、受付期間に指定口座に入金された収入金額（受付期間末日までに指定口座以外の口座に入金されて受付期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(2) 利息収入

利息収入は、指定口座に入金された預金利息（受付期間末日までに指定口座以外の口座に入金された預金利息のうち、受付期間経過後に指定口座に振り替えた金額を含む）を計上している。

(3) 義援金支出

義援金支出は、配分決定後の支出要請に基づき、受付期間に入金された義援金収入を原資として地方公共団体に送金された支出金額から地方公共団体からの返納額（受付期間末日までに返納が決定され、受付期間経過後に指定口座に入金された額を含む）を控除した金額を計上している。

(4) 収支差額

収支差額は、受付期間末日現在の義援金収支差額である。

3. 地方公共団体からの返納額

受付期間内に義援金支出から控除された義援金返納額はありません。